

# 3 環境マネジメントシステム

## 環境配慮の取組の経緯

|          |  |          |   |
|----------|--|----------|---|
| 1997年10月 | 長崎大学環境科学部は国立大学において最初の文理融合学部として発足   | 2006年3月  | 計画・評価本部会議において、長崎大学環境配慮の方針（案）を審議し了承される。                      |
| 2002年4月  | 大学院環境科学研究科発足   |          | 第27回教育研究評議会において、長崎大学環境配慮の方針（案）を審議し了承される。                    |
| 2003年3月  | 環境科学部 ISO14001認証取得   |          | 環境配慮の方針の制定（3月23日）   |
| 2004年3月  | 環境保全センターが中心となって、学内共同利用6施設がISO14001を認証を取得                                       |          | 環境配慮の方針の公表（3月28日）   |
| 2004年4月  | 大学院環境科学研究科を大学院生産科学研究科（博士前期・後期課程）へ移行  | 2006年6月  | 平成18年度第1回計画・評価本部環境専門部会において、長崎大学環境委員会について協議される。              |
| 2004年12月 | 地域共同研究センター、機器分析センター、環境保全センターの機能を統合し、「共同研究交流センター」を新設                            | 2006年9月  | 連絡調整会議及び第35回教育研究評議会において環境報告書原案が報告される。                       |
| 2005年4月  | 学長を中心として、環境配慮促進法の理解を進め、長崎大学としての対応を、継続して協議する。                                   | 2006年9月  | 環境報告書2005Webによる公表   |
| 2005年7月  | 全学での環境配慮促進法に対する共通認識と全構成員の協力を得るため、連絡調整会議の場において、説明を行う。                           | 2006年10月 | 第36回教育研究評議会において長崎大学環境委員会について審議、了承される。                       |
| 2005年10月 | 計画・評価本部会議において、長崎大学の環境マネジメントシステムについて協議し、計画・評価本部内に、「環境専門部」を設置し、体制の整備を進めることを決定する。 | 2007年1月  | 計画・評価本部環境専門部において平成19年度計画（環境関係）について協議され了承される。                |
| 2005年11月 | 第23回教育研究評議会において、計画・評価本部規則の一部改正（「環境専門部」の設置）について審議し、了承される。                       | 2007年3月  | 第1回環境委員会を開催する。（議題：環境配慮促進法への対応の経過と今後の予定、環境報告書作成に係るデータ収集について） |
| 2005年11月 | 長崎大学計画・評価本部規則の一部を改正する規則（平成17年11月25日規則第43号）の制定                                  |          |   |
| 2005年12月 | 計画・評価本部環境専門部が発足し、第1回計画・評価本部環境専門部会議を開催する。（議題：長崎大学年度計画・環境配慮の方針、環境マネジメントシステムについて） |          |   |
| 2006年2月  | 第2回計画・評価本部環境専門部会議を開催し、環境配慮の方針・環境マネジメントシステム推進のための組織体制等について協議する。                 |          |   |

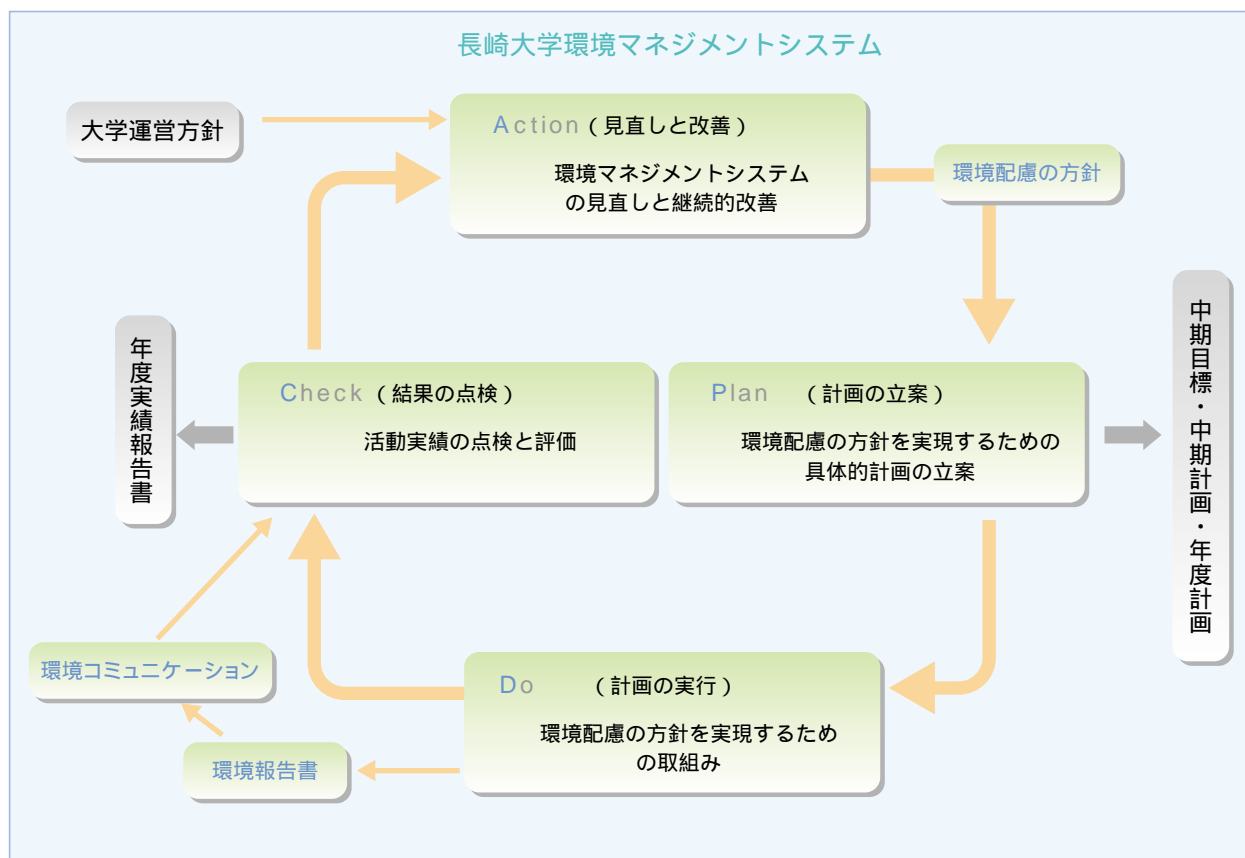
長崎大学は、1997年、当時の国立大学の中で最初に文理融合型の教育と研究を行う環境科学部を設立しました。次いで、2002年に、大学院環境科学研究科が発足し、さらに、2004年には、大学院生産科学研究科（博士前期・後期課程）へ移行することによって、環境科学の教育・研究体制の充実に努めてきました。また、環境科学部では、2003年3月には、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」を認証取得するなど、早くから、環境に配慮した教育研究活動を継続して行っています。

さらに、2004年3月には、長崎大学環境保全センター（現在、共同研究交流センター・環境安全マネジメント部門）を中心に、6つの学内共同研究施設が一体となって、「ISO14001」認証を取得しました。このように、長崎大学は、現在まで、総合的に地球環境問題を捉え、積極的な教育研究を進めることによって、環境に配慮する姿勢を示してきました。

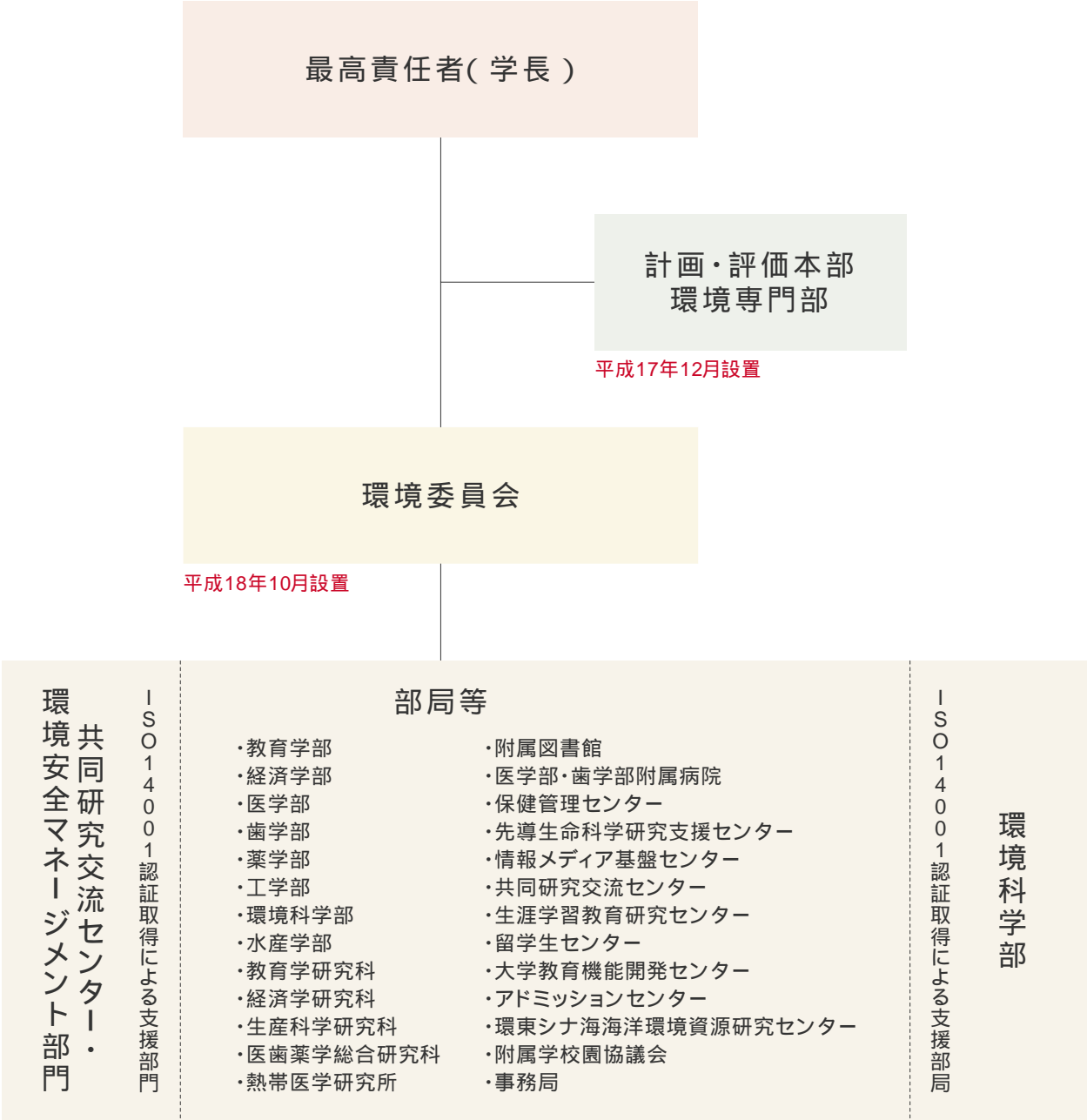
2005年（平成17年）3月に、国立大学法人長崎大学は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」における特定事業所の指定を受けたことによって、平成17年度からの環境報告書の公表が義務づけられました。すでに、長崎大学中期目標には、「環

境マネジメントシステム」を構築すると謳っており、環境配慮促進法の制定によって、この中期目標の達成をより明確に、より早急に行う必要が生じました。そこでまず、本学の計画と評価を担当する計画評価本部に置かれた8つの専門部に、新たに、環境専門部を加えた体制によって、大学全体の環境配慮の方針の策定、環境マネジメントシステムの基盤作りを進めました。

環境専門部で作案された長崎大学環境配慮の方針原案については、学長を本部長とする計画・評価本部会議で審議・了承されたのち、平成18年3月22日の教育研究評議会で、審議・了承され、ホームページ上に、公表されています。また、環境配慮の方針を具体的に実現する全学的組織体制の中核となる環境委員会に関しても、平成18年度中にその原案が策定され、平成19年度には、全学委員会として設置することとなりました。このことによって、環境配慮の取組みの組織体制が整備されたこととなりますが、今後、長崎大学の環境マネジメントシステムをより確実なものにするために、すでに、ISO14001を認証取得した2つのサイト（環境科学部と共同研究交流センター環境安全マネジメント部門を中心とする6つの学内共同利用施設）が、大きな力となることが期待されています。



長崎大学における環境マネジメントの組織体制



## 長崎大学環境委員会規則

平成18年10月27日  
規則第42号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第29条第2項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）における環境に配慮した教育研究活動等の促進を審議するため、本学に設置する長崎大学環境委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 環境マネジメントシステムの推進に関する事項
- (2) 環境に関する教育・訓練に関する事項
- (3) 環境コミュニケーションに関する事項
- (4) 環境報告書に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。この場合において、第3号から第5号までに掲げる委員にあつては環境に関する教育又は研究を行う者に限る。ただし、該当者がいない場合は環境に関する業務を行う者とする。

- (1) 学長が指名する理事
  - (2) 学長が指名する副学長又は学長補佐
  - (3) 各学部、生産科学研究科、医歯薬学総合研究科、熱帯医学研究所、医学部・歯学部附属病院及び附属図書館から選出された者 各1人
  - (4) 附属学校園協議会から選出された者 1人
  - (5) 保健管理センター及び学内共同教育研究施設の代表者 1人
  - (6) 共同研究交流センター環境安全マネジメント部門長
  - (7) 総務部長、財務部長及び施設部長
  - (8) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員は、学長が任命する。

### (任期)

第4条 前条第1項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

### (専門部会)

第9条 委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務)

第10条 委員会の事務は、施設部施設企画課において処理する。

### (補則)

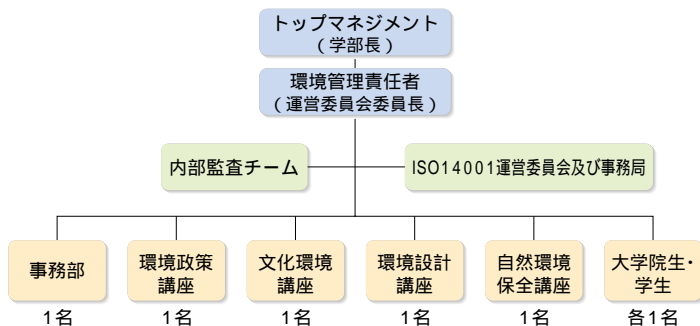
第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

### 附 則

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命される第3条第1項第8号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。

長崎大学環境科学部（支援部局）における環境マネジメント体制  
2003年3月「ISO14001」認証を取得



平成18年4月1日に更新された  
長崎大学環境科学部 ISO14001認証登録証



共同研究交流センター・環境安全マネージメント部門（支援部局）における環境マネジメント体制  
2004年3月「ISO14001」認証を取得

